

役員報酬等に関する規程

役員等の報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人亀龍会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び顧問をいう。

第2章 報 酬 等

(報 酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1（役員等報酬表）に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事、監事

1日 4時間以内 10,000円

1日 4時間以上 15,000円

(2) 評議員

1日 4時間以内 7,000円

1日 4時間以上 10,000円

3 翌年度の報酬額は、定時評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、毎月16日より起算し、翌月15日

に締めきり、当月末日に金融機関へ振り込む方法により支払う。
(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 第3条1項の役員等については、別表2(交通費届)によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を毎月末日に金融機関に振り込む方法により支払う。ただし別表2の申し出のないものについては、領収書等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 第3条2項の役員等については、別表2によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし別表2の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支払した諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 役員等の出張旅費については、旅費規程にこれを定める。

第4章 慶弔等

(慶弔事等)

第8条 役員等の慶弔事については、役員等慶弔規約にこれを定める。

第5章 附 則

(改正)

第9条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人亀龍会評議員会の決議を経なければならない。

別表 1

役員等報酬表

号 俸	支 給 基 準 額
1号俸	月額50,000円
2号俸	月額100,000円
3号俸	月額150,000円
4号俸	月額200,000円
5号俸	月額250,000円
6号俸	月額300,000円
7号俸	月額350,000円
8号俸	月額400,000円
9号俸	月額450,000円
10号俸	月額500,000円
11号俸	月額550,000円
12号俸	月額600,000円
13号俸	月額650,000円
14号俸	月額700,000円
15号俸	月額750,000円
16号俸	月額800,000円
17号俸	月額850,000円
18号俸	月額900,000円
19号俸	月額950,000円
20号俸	月額1,000,000円

別表2

交 通 費 届

届出日：令和 年 月 日

〒

現住所:

ふりがな

氏名:

㊞

職名:

令和 年 月 日付 (1. 新規 2. 変更)

通勤手段の種類	1. 自転車 2. バイク 3. 自動車 4. 徒歩		
自動車 (片道)	1. 2 km未満	(約 km)	50円
	2. 2 km以上～5 km未満	(約 km)	125円
	3. 5 km以上～10 km未満	(約 km)	250円
	4. 10 km以上～	(約 km)	375円
バイク (片道)	1. 2 km以上～5 km未満	(約 km)	75円
	2. 5 km以上	(約 km)	125円
自転車	1. 2 km以上		50円

交通機関 利用状況	乗物	乗車区間	往復料金
	1. バス	～	円
	2. 電車	～	円
	3. 船	～	円
	4. 他	～	円
	計	～	円

承認者

職名

氏名

㊞

(附則)

- 1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。